

愛育委員制度の成立と保健婦活動に関する研究（2）

－岡山県における愛育委員制度誕生と宿泊訪問活動－

二宮 一枝

要旨 岡山県は、昭和25年9月母性及び乳幼児の保健衛生と母子衛生思想の普及に限定した愛育委員設置要領を制定した。真庭郡では同年10月に河内村（現落合町）続いて湯原町で愛育委員会が結成された。両者は共に愛育村活動の実績を有していた。同29年には真庭郡愛育委員連合会が発足した。委員には知事の委嘱状が交付されたが活動は自主性を重視した。県予算はなかったが、湯原町では町条例により委員報酬が支給された。活動は母子衛生のみでなく公衆衛生全般にわたった。

この制度誕生の背景には保健婦活動と保健所の公衆衛生活動の進展のため、山間僻地に効果的な宿泊訪問を実施する意図があった。宿泊訪問はGHQの指導により、「税金を納めている人への公平な見返り」の観点から考えられた山間僻地へのサービスの活動形態であり、モデル保健所の岡山保健所で誕生した。勝山保健所では保健婦業務と保健所業務の地区民への浸透を図るため、宿泊訪問を計画し、この実現に愛育委員制度が有効であると判断し地区組織育成として積極的に取り組んだ。

キーワード：愛育委員制度 保健婦活動 宿泊訪問 保健所 公衆衛生

1. はじめに

岡山県では、大正時代に濟世顧問が始めた児童（小児）保護協会活動（ここでは看護委員が愛育委員のような活動をしていた）の基盤の上に恩賜財団母子愛育会の愛育村事業が行われていた。また「県母性並びに乳幼児体力向上実施要領」に基づく母性乳幼児巡回指導員（母性補導員）活動も行われていた。これらの活動を保健婦が支援していた。愛育村は昭和15年から同21年にかけて県下37町村が活動していた。一方、保健婦活動は昭和16年に岡山県女子厚生学院での教育が開始されたばかりであり、保健所も昭和12年の法制化をうけて同13年に岡山保健所が開設され3名の保健婦が配置された状況で、保健婦の確保は愛育村事業にとっても重要な課題であった¹⁾。

戦後の日本の保健衛生は劣悪で、乳幼児死亡率改善を中心とする母子保健対策は重要な課題であった。GHQの指導により、昭和22年の保健所法改正で

保健所体制が強化され、保健婦教育制度改正とも相俟って、保健婦活動も体系化への道を歩み始めた²⁾⁴⁾。

このような中で、岡山県は昭和25年9月母性及び乳幼児の保健衛生と母子衛生思想の普及に限定した愛育委員設置要領を制定した。これを受けて真庭郡では同年10月に河内村（現落合町）、続いて湯原町で愛育委員会が結成され、同29年には真庭郡愛育委員連合会が発足した。愛育委員活動の進展に伴い、真庭郡では母子衛生の改善が図られ、特に湯原町愛育委員会の活動は県下の範となった⁵⁾⁹⁾。本稿では、真庭郡での愛育委員制度の誕生について保健婦活動との関係をふまえて、その経緯と概要を明らかにすることを目的にする。

2. 愛育委員制度の誕生

1) 愛育委員設置要領の制定

昭和15年から呂久村（現呂久町）や河内村（現落合町）で始まった指定愛育村の活動は、昭和21年までの一般愛育村活動の拡大で37町村に及んでいた。また、県母性並びに乳幼児体力向上実施要領に基づく母性乳幼児巡回指導員による活動もおこなわれていたが、必ずしも組織的な活動とは言い難かった。

昭和25年9月岡山県衛生部長より愛育委員設置要領が、各保健所長宛に通知された。その内容は次のとおりで、あくまでも母性及び乳幼児の保健衛生と母子衛生思想の普及に限定されていた¹⁰⁾。

愛育委員設置要領 注：文中下線は筆者

愛育委員は母性及び乳幼児の保健衛生並びに母子衛生思想の普及徹底につとめるを任務とする。

1. 愛育委員の選定

1) 愛育委員の選定に当たっては、保健所は管内市町、婦人会、その他関係機関と十分連絡の上、適当な人物を選定すること。ただし、婦人会役員、児童委員又はこれに準ずる者をこれに当てて差し支えないこと。

2) 前項により委員を選定したときは市町村別に、その住所、氏名、職名を月 日までに報告すること。

3) 愛育委員数は一部落一名程度とする。

2. 愛育委員心得

1) 担当区域内の母性及び乳幼児につき常に注意し互いに健康状態、家庭の状況等を了解しておくこと

2) 担当区域内の母性及び乳幼児については、保健所、保健指導医、助産婦並びに保健婦と常に連絡をとり、その健康の保持増進につとめること。

3) 担当区域内の乳幼児は、必ず定期の健康診断を受けるよう奨めること。

4) 妊婦は毎月1回必ず助産婦の診察を受けること。ただし、医師による妊娠初期及び末期の完全な健康診断並びに諸検査と分娩後における健康診断を受けるよう勧奨すること。

5) 担当区域内に妊娠した者がいるときは速やかに（おそくとも妊娠4ヶ月までに）医師の健康診断書に医師 又は助産婦の妊娠証明書添えて市町村長に妊娠の届出をするよう奨めること。

6) 予防接種の実施に当たっては予防接種法を遵守するよう奨めること。

7) 妊産婦又は乳幼児の家庭にて経済的援助を必要とする場合は市町村役場、その他扶助機関と連絡をとり、適当なる方法を講ずること。

8) 母親学級の開設に当たっては保健所と連絡の上、担当区域内の現に母親である者、あるいは近く母親となるべき女性を受講するよう勧誘すること。

9) 担当区域内の家庭において知り得たる事項は故なく他に漏洩せざること。

10) 一般女性に対し母性及び乳幼児の発育、栄養、疾病等に関する正しき知識を普及することに努め、妊産、育児に関し保健衛生に反するが如き迷信あるいは因習等のある場合にはこれを啓発指導するよう努めること。

この発案については、i 保健婦、ii 三木知事、iii 衛生部の説があり、愛育委員連合会創立20周年記念の座談会の記録では、保健所の保健婦、保健所長の活動を敏感にキャッチした衛生部と民度の高さが指摘され、特定の発案者は明記されていない¹¹⁾。

i については、伊達利（元初代岡山県保健婦専門学院教員：昭和20年に保健婦免許取得後岡山簡易保険相談所、岡山保健所等勤務、岡山県保健婦協会第2代会長）からの筆者の聞き取りである。それは、当時の大森誠衛生部長が「保健婦がつくってくれと言ってきた」と常々言っていたということである。ii は発足当初の真庭郡内愛育委員の回顧録で複数名が「三木知事のアイデア」としているものである¹²⁾。この点については時期的な矛盾が生じる。すなわち、三木行治知事は厚生省公衆衛生局長退職後、昭和26年4月に就任しており、約半年のずれが生じる^{13) 14)}。従って、三木説は、愛育委員の任命が知事であり、委嘱状交付が実際におこなわれた時期の問題であると考えられる。最後のiiiについては、日本公衆衛生協会機関誌「公衆衛生」（昭和27年8月15日発行）に掲載された岡山県衛生部公衆衛生課岩崎辻男課長の記録と真庭郡第一回愛育委員大会での近藤博保健所長の発言から、最も妥当と思われるが、i とiiiとの関係も十分に考えられる。

【岩崎辻男公衆衛生課長】¹⁵⁾ 文中下線は筆者「桜の散った雨の日の午後、湯原町の婦人会が保健所長の講話に耳を傾けていました。所長は地味な仕事であるだけに苦しい保健婦の活動を実例を挙げながら熱心に話しました。そしてなぜ保健婦が不足しているのか、なぜそれを知りつつも過労に働いているのか、それ故に婦人会員の人々の協力援助が必要なことを力説しました。次の

日から湯原婦人会は保健婦達の良き連絡者となりました。家庭と婦人会と保健婦が一つの綱で結ばれました。このように婦人会は衛生に強い関心を示しつつ保健婦の手となり足となって働きだしました。

ちょうどその頃、県衛生部では愛育員制度について協議を重ねていました。そしてこの制度に共鳴し真先に活動を開始したのは湯原町愛育委員会でした。」

【近藤博保健所長】¹⁶⁾ 文中下線は筆者

「公衆衛生の仕事を進展させるためには、保健所と一般住民との間にしっかりとした組織が必要である。そうした組織が媒体となって保健婦業務は進展するし、保健所業務も発展するのである。こうした考えをもっていた保健所にたまたま県から愛育委員設置要領が示された。これは母子衛生の進展と保健婦業務の円滑化をねらったすぐれた設置要領であったが、当保健所では母子衛生に限らず、結核、性病は勿論のこと食品環境衛生等の基礎になる衛生教育に至る保健衛生の仕事内容を、この県の設置要領に含めたのである。然し愛育委員の媒体を通して活躍の主体をなすのは保健婦である。保健所には保健婦の数が、非常に不足している。そこでこの保健婦の数的不足と郡内交通不便とを補うために、保健婦の町村宿泊訪問を実施していた。これが愛育委員の組織の強化に非常に貢献したのである。」

2) 真庭郡における愛育委員の誕生

愛育委員会誕生には、保健所及び保健婦の地区組織育成への努力がある。当時を振り返って、近藤博保健所長と秋本孝江（当時は林）婦長は次のように語っている。

【近藤博保健所長】¹⁷⁾ 文中下線は筆者

「昭和25年の夏であったと思う。当時は保健所は久世にあった。所長室は裏の方の庭に面した日本間である。或る日その所長室の障子をノックして林婦長（現保健婦専門学院勤務）が入ってきた。「所長さん、この愛育委員制度というものを創ってみましょう」婦長は県からきた愛育委員設置要綱案をもって、その主旨と抱負を語った。私は数日前、この書類が県の母子係からやってきて既に眼を通していた。決裁の判は押していたのである。然し正直なところ、お役所から流れてくるこうした委員制度は成功する例が非常に少ない。その当時にしても結核撲滅委員会、衛生思想普及委員会等大変立派な委員会があったが、どれも成功していない。有名無実である。もっとも結核撲滅委員会の方は、最初華やかな脚光を浴びたが、頭でっかちでモノにならなかった。

こうしたにがい経験を味わっていた私は、今度の母子衛生の衛生組織機構である愛育委員にも少しも期待がもてず、書類に眼を通していただけである。なるほど愛育委員設置要領の内容もよく出来ているし、運営をうまくやっていけば非常によいものになると思った。当時久世保健所としては軌道にのったばかりの保健婦業務を、郡内全般に平均に浸透するために宿泊訪問計画を立ててこれの準備を周到に立てて近く郡内町村長会にもはかり協力を依頼するところであった。この保健婦の宿泊訪問に愛育委員制度は非常に役立つことがわかった。愛育委員さんにお願ひし、一方委員さんに利用されて保健婦が訪問業務を実施出来れば能率が上がり保健婦業務が地区民に浸透していく事になる。

林婦長の主旨に私は母子衛生を通じて保健婦業務を進展することに決意した。やがて開催された町村長会の席上で保健婦の宿泊訪問と地区組織育成について協力を要望したところ、各町村長はこの計画に全面的な協力を惜しまない旨の約束をして下さった。早速私と婦長は（当時普及課は設置されていなかった）毎日のように町村をかけまわった。そして愛育委員のあり方、運営について具体的に細かい点にいたるまで地区民と話し合った。

こうしてまず湯原町、河内村にいち早く愛育委員会が誕生した。特に湯原町では愛育委員会に力をそそがれ、和田さん、植木さん等婦人の人々の絶大な奉仕と相俟って、会の仕事は町村民の中にどんとどんとけこんでいった。丁度その頃「母親学級」という妊娠出産育児という講習会が県下各地で開催されるはこびになったので、この母親学級も愛育委員会主催の形で開催したのである。好評を博した愛育委員会は、委員さんも自分達の仕事に興味と関心とを持たれ積極的に自ら進んで奉仕の仕事を開始して下さったのである。この湯原町の仕事が非常に大きな刺激となってこの委員会の組織は各町村に浸透して、今日のように全県下的なものになったのである。

【秋本孝江（当時は林）婦長】¹⁸⁾ 文中（ ）は筆者

「県が示した愛育委員設置実施要領案を基に、愛育委員育成の構想をねり（結核、性病、寄生虫、歯科保健、環境衛生の衛生全般を付加した）最初は保健婦活動に併せて、愛育委員会活動計画を考え、実施できる町から役場への交渉、選考の方法（一部落より1名とし、推進力のある円満なる人格者を各町村長より推薦）、その後の説明会、委員任務のPR、その他衛生統計図表による町の衛生概況等を愛育委員自身で知っていただき積極的な自主活動への方向づけを考え、早朝から夜おそくまで衛生

教育を通じ働きかけを行った。職員の誰一人として文句をいう者もなく、まさに所員全員が体当たりし一つの仕事にとりくんだ。」

管内町村長の了解を得た保健所は、各町村毎に育

成指導をおこなった。ちなみに各町村では愛育委員会結成準備会が開催された。真庭郡内の結成況は次のとおりである(表1)。

表1 真庭保健所管内町村愛育委員会結成状況 文献5)により作成

現町村名	愛育委員会名称 (愛育村)	設立年月日	委員数	会長名	結成準備会
勝山町	勝山町愛育委員会	S 26. 2. 12	29人	河本 花	S 25. 9. 26
	月田村愛育委員会	S 26. 3. 6	20	清水 君子	S 26. 3. 6
	富原村愛育委員会 (一般愛育村)	S 27. 4. 1	20	戸田 都子	
落合町	落合町愛育委員会	S 26. 12. 1	39	西本 冠枝	S 25. 12. 7
	河内村育委員会 (指定愛育村)	S 25. 10. 1	30	湯浅チエ子	
	川東村愛育委員会	S 26. 8. 25	35	藤井 愛子	
	津田村愛育委員会	S 25. 10. 30	38	二枝 美子	
	木山村愛育委員会	S 26. 8. 23	34	高峰 秀海	
	美川村愛育委員会	S 25. 11. 1	48	若田ヤヨノ	
久世町	久世町愛育委員会	S 27. 1. 1	45	川崎 初代	S 25. 9. 30
	美和村愛育委員会	S 26. 9. 1	40	石谷 操子	
湯原町	湯原町愛育委員会 (一般愛育村)	S 25. 12. 1	29	和田 千里	S 25. 12. 13
	二川村愛育委員会	S 26. 9. 1	29	片山 貞子	
新庄村	新庄村愛育委員会	S 26. 10. 10	23	木代 益代	S 25. 12. 30
美甘村	美甘村愛育委員会	S 26. 5. 1	40	福田 知可代	S 25. 11. 6
川上村	川上村愛育委員会	S 26. 4. 3	26	徳山 幸子	
八束村	八束村愛育委員会	S 26. 4. 1	24	池田 春子	
中和村	中和村愛育委員会	S 26. 10. 25	14	中島 祝	

県下で最初に愛育委員会を結成した河内村(現落合町)はかつて済世顧問の谷口実蔵が児童保護事業を実践し、県下の模範として指定愛育村となった伝統をもち、続いてほぼ同時期に結成した湯原町も一般愛育村としての実績を有していた¹⁹⁾。

なお、その会則は県愛育委員設置要領に準じたが、公衆衛生全般の活動に拡大している²⁰⁾。

愛育委員会会則(下線は県の要領との相違点を示す)

第一章 総則

第一条 本会は愛育委員会と称する。

第二条 本会は下記の項目に基づき、母子衛生及び公衆衛生の普及徹底を図り、社会の福祉増進を図るを以て目的とする。

第1項 愛育委員は担当区域内の母性及び乳幼児につき常に注意し、真の健康状態、家庭の状況等を了解しておくこと。

第2項 担当区域内の母性及び乳幼児については、保健所、町役場、健康指導医、助産婦並びに保健

婦と常に連絡をとり、その健康保持増進に努めること。

第3項 担当区域内の乳幼児は、必ず定期の健康診受けるよう奨めること。

第4項 妊婦は必ず毎月1回助産婦の診察を受けること。

第5項 担当区域内に妊娠した者がある時は速やかに「おそくとも妊娠4ヶ月までに」医師の健康診断書に医師又は助産婦の妊娠証明書を添えて、市町村長に妊娠の届出をするよう奨めること。

第6項 予防接種の実施に当たっては予防接種法を遵守するよう奨めること。

第7項 妊産婦又は乳幼児の家庭にて経済的援助を必要とする場合は市町村役場その他扶助機関と連絡をとり、適当な方法を講ずること。

第8項 母親学級の開設に当たりては保健所と連絡の上、担当区域内の現に母親である者、あるいは近く母親となるべき女性を受講するよう勧誘すること

第9項 担当区域内の家庭において知り得たる事項は故なく他に漏洩せざること。

第10項 一般女性に対して母性及び乳幼児の養育 栄養疾病等に関する正しい知識を普及することに努め、妊産育児に関し保健衛生に反するが如き迷信あるいは因習等のある場合にはこれを啓発指導するよう努めること。

第11項 母子の強健な歯牙を形成しこれを完全に保護するよう努めること。

第三条 本会の事務所は町村役場におく。

第四条 本会は愛育委員並びに関係者を以て組織する。

第五条 本会は毎年四回定例総会を招集すると共に会長必要と認める場合は臨時総会を招集することができる。

第六条 本会は第五条の外に会長必要に応じ幹事会を招集することを得る。

第二章 役員

第七条 本会に次の役員をおく。

会長一名 副会長二名 幹事四名 書記一名
顧問若干名

第八条 会長副会長は委員中より町長顧問に諮り之を任免する。

第九条 幹事は顧問に諮り会長之を任免する。

第十条 書記衛生主務者をもって之に充つ。

第十一条 顧問は町村長、町議会長、民生委員長、公民館長、報道委員長、婦人会長、学識経験者を以て之に充つ。

第十二条 会長は之を統理する。

第十三条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第十四条 幹事は会長の命を受け、会務及び会議に参集し、本会事業に垂範するものとする。

第十五条 役員は任期は1カ年とし再任を妨げず。

第三章 委員

第十六条 委員の定数は 名とする。

第十七条 委員の選任は町村長顧問に諮り任免するものとする。

第十八条 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 本会会則の変更は総会に諮り決定する

1 本会会則は昭和 年 月 日 より施行する

3. 真庭郡内愛育委員会の活動

1) 真庭郡愛育委員連合会の結成

昭和25年9月の愛育委員設置要領とほぼ同時に久世（後に勝山となり現在は真庭）保健所管内では河内村（現落合町）、湯原町更に美和村（現久世町）、川東村（現落合町）新庄村、美甘村、勝山町の7か町村で愛育委員会が誕生し、昭和26年9月14日には久世保健所講堂で真庭郡第一回愛育委員大会が開催された。当日は県庁から岩崎公衆衛生課長、河原係長、久安看護係長（保健婦指導の役割）臨席のもとに郡内愛育委員長及副委員長全員34名が活発な意見交換を行った。この中で岩崎課長は、真庭郡での愛育委員活動を絶賛し、是非とも他郡に伝えたい旨発言している。

昭和29年には真庭郡愛育委員連合会を発足させた。当時の会長河本花は次のように語っている²²⁾。

「顧みますと昭和26年2月勝山町愛育委員会が発足してより当初の一年位は保健婦の家庭訪問の連絡機関として妊産婦、乳幼児を対象とした地区活動を続けておりましたが、昭和26年9月14日郡愛育委員会、副会長会において、湯原町愛育委員会の活動状況の研究発表に刺激を受け、愛育委員会本来の活動に入ったのでありますが、横の連絡のとれていないことに気づき昭和28年9月18日郡会長副会長会においていろいろと協議を重ねた結果、郡内75,000人就中 40,000人の母子の福祉を増進するため、一カ村のみの活動では効果を収める事が困難であることに着目し、郡内を一体化した連合会の結成について協議の処、偶々意見が一致して横のつながりをつけ同一歩調として会の運営を進めていく様、同日の大会において決議され、ここに真庭郡愛育委員連合会が発足し、名実共に組織的な郡の母子衛生団体が誕生して、より各愛育委員会とも相俟って活動してきたのであります。」

2) 湯原町の愛育委員会活動 ^{23) -24)}

湯原町の愛育委員活動は模範的であり、多くの町村愛育委員会が刺激を受けた。昭和26年11月岡山県衛生部長表彰、昭和27年2月岡山県知事表彰、同年5月読売新聞社表彰、昭和29年5月厚生大臣表彰と多くの受賞歴を持つ。その活動の概要を紹介する。

(1) 組織と運営 (図1)

イ 組織 会長1名 副会長2名

幹事各委員27名 書記1名

ロ 幹事会 幹事7名をもって組織し事業の立案

- ④住宅、水道、下水道、汚物掃除その他の環境衛生に関する事項
- ⑤保健婦に関する事項
- ⑥医療社会事業の向上及び増進に関する事項
- ⑦母性及び乳幼児の衛生に関する事項
- ⑧歯科衛生に関すること
- ⑨衛生上の試験及び検査に関する事項
- ⑩結核、性病、伝染病その他の公衆衛生の向上及び増進に関する事項
- ⑪その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

保健所の機構として各県1箇所のモデル保健所を置くこととなり、岡山保健所が之にあてられた。この機構は建物を凡そ300坪とし、これに保健所業務に必要な一切の設備を備え、従事職員は61名で4課（総務課、衛生課、保健予防課、普及課）17係に編成された。保健婦は普及課（衛生教育係、衛生統計係、保健婦係、医療社会事業係、試験検査係）に所属し15名の配置であった。昭和24年には保健所規格が定められA級（モデル保健所）、B級、C級の3段階に分けられた。C級は定員27名（所費外8名）建物150坪程度とし、B級はこの中間とされた。岡山県では、A級1カ所（岡山）、C級5カ所（津山、倉敷、児島、高梁、笠岡）で他は格外〔定員19名（他に所費外8名）〕として玉島、総社、新見、久世、林野、西大寺、瀬戸、片上の8カ所、合計14保健所定員339名が認められ、7月福渡保健所認可に伴い定員360名が認められた。同時に性病診療所併設の認められた岡山、倉敷、津山、児島、玉島、笠岡、西大寺、総社に定員16名をおくこととなった。

昭和25年1月保健所整備計画によってA級4カ所（岡山、津山、倉敷、児島）、C級11カ所（残り全部）と割り当てられ、保健諸費で吏員364、その他141計505に増員された。機動力としての車は翌年、全保健所に配車された。その後勝山保健所は昭和28年にB級に昇格した。

（2）保健婦の体制²⁶⁾

昭和23年から昭和26年まで中国地区軍司令部看護担当官ミスランデーから国立病院、県衛生部と同時に保健所も指導を受けた。ミスランデーはジープに乗って真備、矢掛、芳井、賀陽、庄、津山、奥津等の巡回指導や、中央研修伝達講習等にも

参加したが、関係者の感想は厳しかったということである。

昭和23年4月には厚生省でモデル保健所の研修（6ヶ月間）があり、岡山県からは伊達利、各務富美子両姉が参加し、翌年からのモデル保健所活動の準備がなされた。同時に「公衆衛生看護管理」も強化された。昭和23年3月に県庁公衆衛生課内に保健指導係が設置され、初めて保健婦の指導体制が生まれた。同年6月には「婦長」が誕生し、婦長会議が開催されるようになった。

保健婦教育も新たな局面を迎え、昭和16年8月に設立された岡山県女子厚生学院が、昭和26年11月岡山県保健婦専門学院に引き継がれた。これを機に保健婦助産婦看護婦法定に基づく学制改革で新旧保健婦の教育水準の格差是正を目的に、橋本秀子姉の発案で昼間の基礎教育と並行して昭和32年まで現職の保健婦を集めて夜間に長期（2～3ヶ月）再教育を実施したことは特筆すべきことである。さらに、昭和28年からは保健婦業務研究発表会を開催し、資質向上を図る体制も整備された。

なお教科書としては、ルネ・サンド著白石信尚・田多井吉之介共訳「公衆衛生の原理」白楊社（昭和24年）やメアリー・S・ガードナー著「公衆衛生看護学上・下」メヂカルフレンド社、昭和25年が使用された。

2) 保健婦の宿泊訪問

（1）宿泊訪問の誕生

昭和25年から昭和37年まで保健所保健婦の活動として、僻地への宿泊訪問があった。真庭郡での愛育委員制度誕生の事例からも、両者の関係が深いといえるが、岡山県での最初の宿泊訪問はモデル保健所の岡山保健所であり、GHQの影響が大きいと言える。

モデル保健所婦長としてGHQの指導を受けた伊達利は次のように記している。²⁷⁾

「昭和23年に本多先生が県婦人児童課長にご就任、その後任として岡山県保健婦協会長を受け、一方ではモデル保健所の婦長の任務も果たすこととなりました。米進駐軍司令部の情報部とか、ミスランデーのもとへ度々呼ばれて指導を受け、保健婦や保健所の機能をPRするためにラジオ放送、モデル保健所見学者への案内説明、また岡山市で行われる成人教育（社会教育課主催）での講話と目まぐるしい日々が続きました。・・・中

略・・・また、日本は封建社会から国民主権へと180度の転換をしている時でしたから、保健所保健婦のサービスのあり方についても行政監査で初めて指摘を受け、管内全体へサービスを及ぼすために、上田寿瑛男普及課長のご尽力で加茂川町へ月2回、1週間の宿泊訪問を県下で初めて行う事となり、進藤正代、江尻後子、中住恵美子さん達が担当して活躍されました。私共もまだ若く、何もかも新しい試みの中で心配と喜びを繰り返しつつ仕事に打ち込む楽しさに生き甲斐を感じていた頃でした。」

なお筆者の聞き取りにより補足すれば、上記の監査の指摘とは「相談に來れない人にどうするか。税金を納めている人への公平な見返りとして検討する」ことである。具体的には、岡山大学医学部小児科の医師に岡山保健所に来てもらって乳幼児相談を開設していたが、御津郡からも要望があり、出張相談を開設していた。しかし、加茂川は遠距離で交通も不便であり、宿泊しなければ不可能であった。

また、GHQ四国担当のワタワーズ姉は保健婦駐在制を指導しており、効果を上げているという情報が岡山にも伝わっており、伊達姉らが高知・香川両県を視察した。その結果、駐在制は保健婦の立案した活動計画で医師等関係職種がチームを組んで保健婦駐在所に出向き集団指導するというもので、医師等の不満は強かったがGHQの指導ということで継続されていることがわかり、岡山県では駐在制よりも宿泊訪問が適していると判断したということであった。

なお、「税金を納めている人への公平な見返り」については、教科書として用いられたメアリー・S・ガードナーの「公衆衛生看護学上巻」のまえがきで総司令部公衆衛生福祉部看護課長ヴァヂニア・M・オールソンが記している点から理解される²⁸⁾。
(新字体に改め、関係部分に下線)

「新しい公衆衛生看護事業計画の中で十分に活動するためには、看護婦は、疾病の予防や、健康的な生活の原理を教え、かつまた病人の看護もできるようなことを身につけ、用意ができていなければなりません。公衆衛生看護機関は、社会の要求を基にしたあらゆる事業の健全な組織を持っていなければなりません。各地方の公衆衛生資源を、慎重に評価し、これを最大限度利用し、すべての人々に適切な公衆衛生の便と、あらゆる看護奉仕とを与えなければなりません。公共資源を掘り出し、すべての公衆衛生事業が調和し、一単位となって活動し、社会のす

べての人々がその事業の恩恵に浴せるようになれば、公衆衛生看護事業もまた前進するのであります。」

(2) 勝山保健所における宿泊訪問²⁹⁾

勝山保健所の保健婦会議で、次のような保健婦宿泊訪問計画案をたてた。

保健婦宿泊訪問計画案	
目的	公衆衛生看護指導及び衛生思想の普及を管内全町に平衡的に徹底し、公衆衛生の向上及び増進を目的とする。
宿泊訪問実施案	
I 期日	昭和25年9月より始める
II 方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所内保健婦5名は(婦長を除く)管内遠隔町村へ一定期間宿泊し、訪問指導す。 2. 郡内町村町会に保健婦宿泊訪問の主旨及び目的を周知し、了解及び援助をうる。 3. 衛生主務者会を開催、細部にわたる計画につき協議 4. 宿泊実施計画を町村長及び衛生主務者と協議 5. 愛育委員の協力及援助により訪問の足がかりとする。 6. 旅費は往復交通費及び日当とし、宿泊場所と副食物の斡旋を町村に依頼する。 7. 保健所クリニックは月、水、金の週三日であるので、婦長を除き保健婦三名はクリニックを担当することが出来る様計画を立てる。 8. 管内近距離町村の訪問計画は、宿泊訪問の日及びクリニック以外の日に行う様にする。 9. 訪問計画の樹立は前月末までに完了し、直ちに町村へ通知する。

宿泊訪問をしたK保健婦の記録には、「保健婦業務と保健所業務を郡内全般に浸透させるため、遠隔町村に宿泊訪問してから5カ年を経過致しました。最初は四泊五日の予定で実施し、二泊三日となり、現在のように四泊五日として実施するようになりましたが、其の間町村の関係者及び愛育委員さんの協力により現在まで継続実施出来ましたことを大変うれしく思います。当初は土地の実状になれないため交通時簡に相当費やされていましてので十分なる保健指導も出来ませんでした。保健所の業務内容と保健婦の業務を早く理解してもらうため、

灼熱の下全身汗だくだくになっての夏の日々の訪問、極寒肌をさす尺余の積雪をふみこえ、紙芝居や幻燈を背に負い乍ら講演会座談会等の衛生教育に文字通り夜を日についで地区組織のため協役として働いたのです」と記されている。

そして、宿泊訪問は次のとおり好成績をおさめ目的達成に有効であった。

宿泊訪問の成績	
宿泊訪問計画前と計画後の訪問件数	
計画前6ヶ月910件	計画後 6ヶ月1,921件
各種統計数字から見た評価	
1 南部地区と北部地区に平均した訪問ができた。	
2 町村側が強力なる後援者として発起、保健婦への関心を深めた。	
3 開業医その他関係施設及び所内各課との連絡になれてきた。	
4 毎日の勤務時間に無駄な時間が少なく、時間の使い方が上手になった。	
5 保健婦自身の研究時間が増えたこと。	
6 昨年度より今年度は各町村共宿泊訪問を希望していること。	
7 南部地区にも交通の不便な所は宿泊を希望していること。	
8 町村に保健婦の必要性を感じて、町村に保健婦設置を希望し、斡旋方依頼が頻繁になったこと。	
9 愛育委員の活動により、訪問時間を有効に利用できる様になったこと。	

5. まとめ

岡山県は、昭和25年9月母性及び乳幼児の保健衛生と母子衛生思想の普及に限定した愛育委員設置要領を制定した。真庭郡では同年10月に河内村（現落合町）続いて湯原町で愛育委員会が結成された。両者は共に愛育村活動の実績を有していた。同29年には真庭郡愛育委員連合会が発足した。委員には知事の委嘱状が交付されたが活動は自主性を重視した。県予算はなかったが、湯原町では町条例により委員報酬（交通費・日当）が支給された。活動は母子衛生のみでなく公衆衛生全般にわたるものであった。

この制度誕生の背景には保健婦活動と保健所の公衆衛生活動の進展のため、山間僻地に効果的な宿泊訪問を実施する意図があった。宿泊訪問はGHQの

指導により、「税金を納めている人への公平な見返り」の観点から考えられた山間僻地へのサービスの活動形態であり、モデル保健所の岡山保健所で誕生した。勝山保健所では保健婦業務と保健所業務の地区民への浸透を図るため、宿泊訪問を計画しており、この実現に愛育委員制度が有効であると判断し地区組織育成として積極的に取り組んだ。その結果、母子衛生の改善が図られた。

付記

本研究に関して、御指導賜りました岡山大学文学部倉地克直教授と貴重な史料をご提供下さいました関係者の方々に心から感謝申し上げます。

文献

- 1) 二宮一枝 (2002). 愛育委員制度の成立と保健婦活動に関する研究(1) -岡山県における愛育村指定の背景と保健婦活動-. 岡山県立大学保健福祉学部紀要第8巻. 45-54
- 2) 岡山県衛生部 (1964). 岡山県の公衆衛生第1編 (医務課編). 岡山県衛生部
- 3) 日本看護協会保健婦部会岡山県支部 (1972). 岡山県保健婦のあゆみ保健婦規則制定30周年記念誌. 岡山県看護協会保健婦部会
- 4) 保健婦のあゆみ編集委員会 (1982). 岡山県保健婦のあゆみ. 岡山県看護協会保健婦部会
- 5) 岡山県勝山保健所 (1956). 愛育委員会5年の歩み. 岡山県勝山保健所
- 6) 岡山県真庭郡愛育委員連合会 (1964). 愛育委員15年のあゆみ. 岡山県真庭郡愛育委員連合会
- 7) 湯原町愛育委員会 (2000). 愛育委員会のあゆみ50周年記念誌. 湯原町愛育委員会
- 8) 落合町愛育委員会 (1990). あゆみ35周年記念誌. 落合町愛育委員会
- 9) 岡山県愛育委員連合会 (1975). 創立20周年記念愛育委員会のあゆみ
- 10) 前出9)
- 11) 同上
- 12) 前出6)
- 13) 岡山県 (1969). 岡山県政史. 岡山県
- 14) 近藤義郎・吉田晶 (1990). 岡山県の歴史・年表p21. 河出書房新社
- 15) 前出7)

- | | |
|----------|---|
| 16) 同上 | 24) 前出7) |
| 17) 前出5) | 25) 前出2) |
| 18) 前出4) | 26) 前出4) |
| 19) 前出1) | 27) 前出3) |
| 20) 前出5) | 28) メアリー・S・ガードナー (1950). 公衆衛生看護学 上巻・メヂカルフレンド社 |
| 21) 同上 | 29) 前出5) |
| 22) 前出6) | |
| 23) 前出5) | |

Establishment of Aiiku-iin System and Public health nurses in the Community

— Aiiku-iin System and a few-day staying PHN's visit in Okayama Prefecture—

Key words: Aiiku-iin System , Public health nurses , a few-day staying PHN's visit ,
Health center , Public health